事　務　連　絡
令和６年９月 10 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部訂正について

令和６年３月５日付けで発出した「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（保医発 0305 第８号）」につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

別添

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）

Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）

別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い

150　ヒト自家移植組織

⑴　自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合）

ウ　凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料３、救命救急入院料４、特定集中治療室管理料２、~~又は~~特定集中治療室管理料４又は特定集中治療室管理料６の施設基準の届出を行っている保険医療機関において使用すること。

202　腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

⑵　腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、Ａ３００救命救急入院料（１日につき）「１」救急救命入院料１から「４」救急救命入院料４までのいずれか、Ａ３０１特定集中治療室管理料（１日につき）「１」特定集中治療室管理料１から「６~~４~~」特定集中治療室管理料６~~４~~までのいずれか、Ａ３０１－４小児特定集中治療室管理料（１日につき）「１」７日以内の期間若しくは「２」８日以上の期間又はＡ３０２新生児特定集中治療室管理料（１日につき）「１」新生児特定集中治療室管理料１若しくは「２」新生児特定集中治療室管理料２のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。

219　自家皮膚細胞移植用キット

⑶　皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料３、救命救急入院料４、特定集中治療室管理料２、~~又は~~特定集中治療室管理料４又は特定集中治療室管理料６の施設基準の届出を行っている保険医療機関において使用すること。